

改 正 案

現 行

2 第二条（定義等）（略）

2 第二条（定義等）（略）

3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をい

3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をい

一（略）

一（略）

二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡

二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡

し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸入し、又は電気

し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為

通信回線を通じて提供する行為

し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為

三 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚に

三 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚に

よつて認識することのできない方法をいう。次号において同

よつて認識することのできない方法をいう。次号において同

像面に標章を表示して役務を提供する行為

像面に標章を表示して役務に関する広告、価格表若しくは取引書類

八 商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類

八 商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類

に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを含む

に標章を付して展示し、又は頒布する行為

とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為

とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為

四 商標権の設定の登録の特例

四 商標権の設定の登録の特例

六 商標権の適用に関する特例

六 商標権の適用に関する特例

の登録料又は第四十一条の第二項の規定による登録をす

の登録料又は第四十一条の第二項の規定による登録をす

べき旨の査定若しくは登録料の納付があつたときは、

べき旨の査定若しくは登録料の納付があつたときは、

以内納付すべき登録料の納付があつたときは、

以内納付すべき登録料の納付があつたときは、

付があつたことを国際登録簿に記載した旨の通報が国際事務局

付があつたことを国際登録簿に記載した旨の通報が国際事務局

からあつたときは、

からあつたときは、

二（略）

二（略）

第六（手続の補正の特例）

第六（手続の補正の特例）

第六（国際登録に基づく商標権の個別手数料）

第六（国際登録に基づく商標権の個別手数料）

る額を国際事務局に納付しなければならぬ。

一 四千八百円につき一区分につき一万五千円を加えた額に相当する額

二 六万六千円に区分の数を乗じて得た額に相当する額

三 特許庁長官は、国際商標登録出願について商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、国際事務局に対し、当該出願に係る第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付期限を通知するものとする。

四 国際商標登録出願は、第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付がないため、その基礎とした国際登録が取り消されたときは、取り下げられたものとみなす。

五 (略)

六 (略)

第六(商標権の設定の特例)

の三十八条の三十五の第六十八条の三十二第一項又は第六十八

願の三十八条の三十五の第六十八条の三十二第一項又は第六十八

が係る国際登録のときは、直近の更新の日(国際登録の存続期間の更新

録をすべき旨の査定又は審決があつた場合であつて、当該出願

に係る国際登録の第十五条(三)の規定による廃棄の効力が生じた日

前又は議定書第十五条(三)の規定による掲げる額の個別手数料が

に第六十八条の三十五第一項第二号に掲げる額の個別手数料が

際事務局に納付されておるときは、第十八条第二項の規定にか

かわらず、商標権の設定の登録をする。

とに、四千八百円につき一区分につき八万五千円を加えた額に相当する額を国際登録前に国際事務局に納付しなければならぬ。

三 (略)

二 (略)

第六(商標権の設定の特例)

の三十八条の三十五の第六十八条の三十二第一項又は第六十八

願の三十八条の三十五の第六十八条の三十二第一項又は第六十八

が係る国際登録のときは、直近の更新の日(国際登録の存続期間の更新

録をすべき旨の査定又は審決があつた場合であつて、当該出願

に係る国際登録の第十五条(三)の規定による掲げる額の個別手数料が

前又は議定書第十五条(三)の規定による掲げる額の個別手数料が

に第六十八条の三十五第一項第二号に掲げる額の個別手数料が

際事務局に納付されておるときは、第十八条第二項の規定にか

かわらず、商標権の設定の登録をする。